

## 沖縄県犯罪被害者等支援計画の令和5年度実施状況に対する 質問事項等および担当課からの回答

### 質問事項等一覧

No	担当課 (関係課)	質問事項等
1	生活安全安心課	加害者からの相談件数はどのくらいでしょうか。
4	生活安全安心課	見舞金制度の創設に向けて関連機関と調整とありますが、関連機関とはどの機関でしょうか。また、観光客を対象とした制度の内容を教えてください。
9	住宅課	犯罪被害者支援をしていく中で必要性を感じるのが、住宅支援である。現在、県営住宅の「目的外使用」により支援を行っており、被害者や関係機関も助かっているが転居を繰り返すことは経済的にも負担が大きい為、住宅セーフティーネットを効果的に活用した住居確保へつながればと思います。どのように連携していけば良いでしょうか。
20	義務教育課	性犯罪や虐待など犯罪被害に関連する相談件数はどのくらいでしょうか。
39	生活安全安心課	二次被害防止ポスターとはどのようなものですか？また、事業者の中に報道機関はありますか？（他県のことでありますが、被害者遺族へのコメントを数社の報道機関ではなく、代表の報道機関・1社が遺族とコンタクトをとり、その他の機関と共有したと聞いたことがあります。報道機関が遺族に同じ話を尋ねることは精神的負担・二次被害となる可能性があるため、よい取り組みだと思いました）
40	生活安全安心課	担当課長会議において市町村条例の制定について、現場の意識や課題等、話しはあったのか。
64	生活安全安心課	8月の実施日、対象者人数、研修内容について具体的に報告してほしい。
66	警察本部広報相談課	沖縄県犯罪被害者等支援連絡協議会会員の実務担当者会議は今後も継続的に開催されるのでしょうか。
77	生活安全安心課	実施日、対象者人数、研修内容について具体的に報告してほしい。

沖縄県犯罪被害者等支援計画の  
令和5年度実施状況への委員質問に対する回答

所属：生活安全安心課

担当者：新城

電話番号（IP）：2621

No	施策の概要
1	交通事故相談所（本所・支所）において、交通事故被害者等からの損害賠償問題等の相談対応及び関係機関・団体の紹介・斡旋を行います。

令和5年度 の実施状況	面接による相談110件、非面接による相談419件、計529件の相談対応を行った（加害者からの相談含む）。また、他団体への紹介・斡旋は2件。
委員からの 質問	加害者からの相談件数はどのくらいでしょうか。
回答	加害者からは、面接による相談36件、非面接による相談86件の計122件となっています。

# 沖縄県犯罪被害者等支援計画の 令和5年度実施状況への委員質問に対する回答

所属：生活安全安心課

担当者：徳元

電話番号（IP）：2605

No	施策の概要
4	被害直後からの様々な経済的負担の軽減を図るため、見舞金制度の創設に向けて取り組みます。また、本県特有の事情を踏まえた支援制度の仕組みや、その他経済的負担の軽減に資する施策について検討します。

令和5年度 の実施状況	沖縄県犯罪被害者等支援計画に基づき、犯罪被害者等への見舞金制度の創設に向けて関係機関と調整を行い、令和6年度予算で見舞金を新たに計上したところである。また、沖縄県犯罪被害者等見舞金給付要綱の制定に向けて関係機関と協議を行い、令和6年度内に要綱制定し、給付制度を開始する予定である。本県特有の事情を踏まえた支援制度の仕組みや、その他経済的負担の軽減に資する施策については、観光立県であることから観光客を対象にした制度等の検討を行っている。
委員からの 質問	見舞金制度の創設に向けて関連機関と調整とありますが、関連機関とはどの機関でしょうか。また、観光客を対象とした制度の内容を教えてください。
回答	○見舞金の要綱制定にあたっては、沖縄県警察本部（被害者支援室）や公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンターと協議を重ねてきたところです。 ○観光客を対象とした制度の検討については、具体的には見舞金支給対象に観光客を加えることを検討しました。しかし、観光客を対象とした場合、居住自治体との二重受給の可能性や財源の確保、制度設計などで課題が多いことから、引き続き検討していくこととしております。

**沖縄県犯罪被害者等支援計画の  
令和5年度実施状況への委員質問に対する回答**

所属： 住宅課

担当者： 入部

電話番号（IP）： 3752

No	施策の概要
9	犯罪被害者等を含む住宅確保要配慮者の民間住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅セーフティネット法の制度及び沖縄県居住支援協議会の活動を周知するとともに、同協議会による住居のマッチング・入居支援等の取組を支援します。

<b>令和5年度 の実施状況</b>	犯罪被害者等を含む住宅確保要配慮者の民間住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅セーフティネット法の制度及び沖縄県居住支援協議会の活動を周知するとともに、関係機関が開催した勉強会に参加した。
<b>委員からの 質問</b>	犯罪被害者支援をしていく中で必要性を感じるのが、住宅支援である。現在、県営住宅の「目的外使用」により支援を行っており、被害者や関係機関も助かっているが転居を繰り返すことは経済的にも負担が大きい為、住宅セーフティネットを効果的に活用した住居確保へつながればと思います。どのように連携していけば良いでしょうか。
<b>回 答</b>	犯罪被害者の住宅支援では、協力者を増やしていくことと、賃貸人の不安の解消などが重要であります。そのためには、市町村において居住支援協議会を設立し、課題解消に向けて関係者が連携し取り組む必要があります。一方、県内においては、令和6年2月に沖縄市が居住支援協議会を設立したところであります。沖縄市では居住支援に向けての連携が図られ、今後具体的な取り組みが進むことを期待しております。 犯罪被害者の住宅支援が進むためにも、市町村居住支援協議会の設立が増えるよう、関係者が皆で声をあげることで連携につながるものと考えております。

# 沖縄県犯罪被害者等支援計画の 令和5年度実施状況への委員質問に対する回答

所属： 教育庁義務教育課

担当者： 當銘

電話番号（IP）： 4165

No	施策の概要
20	公立小中高・特別支援学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置し、教育相談体制の充実及び学校内における連携の促進や教職員の指導力向上を図ります。また、性犯罪の被害に遭った児童生徒については、必要に応じた速やかな警察、性暴力被害者ワンストップ支援センターへの情報提供など、児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援に努めます。

令和5年度 の実施状況	公立小中学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置し、教育相談体制の充実及び学校内における連携の促進を行った。 また、性犯罪被害に遭った児童生徒が教職員に被害を開示した際は、県警、性暴力被害者ワンストップ支援センターへ相談・情報提供するよう周知し、児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援に努めた。 ・スクールカウンセラー132名を、257校の小学校、142校の中学校へ配置 ・スクールソーシャルワーカーは20名配置し、令和4年度は支援対象児童1,652名を支援し、内464名は問題が解決、残り1,188名には継続支援を行うことができた。また継続支援における支援総件数は2,413件、内320件が解決、552件が好転、1,478件が支援中となっている。 ※配置人数は令和5年度のもの。 支援対象人数等は、被害に係る相談以外も含む令和4年度の総数 ※令和5年度の相談件数は、令和6年10月頃まで非公表
委員からの 質問	性犯罪や虐待など犯罪被害に関連する相談件数はどのくらいでしょうか。
回 答	令和5年度の相談件数は、公表前であることから回答できませんが、令和4年度、高等学校、特別支援学校を含む小中学校の児童生徒、保護者等からの性犯罪に関連する相談の延べ件数は120件、虐待に関連する相談の延べ件数は234件となります。

**沖縄県犯罪被害者等支援計画の  
令和5年度実施状況への委員質問に対する回答**

所属：生活安全安心課

担当者：徳元

電話番号（IP）：2605

No	施策の概要
39	二次的被害の防止のため、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性・重要性等について、様々な機会・媒体を通じて、県民・事業者に対し、広報啓発活動を実施します。

<b>令和5年度 の実施状況</b>	巡回パネル展の開催や、県民・事業者向け二次被害防止ポスターの作成配布等により、県民・事業者に向けて広報啓発活動を実施した。
<b>委員からの 質問</b>	二次被害防止ポスターとはどのようなものですか？また、事業者の中に報道機関はありますか？（他県のことですが、被害者遺族へのコメントを数社の報道機関ではなく、代表の報道機関・1社が遺族とコンタクトをとり、その他の機関と共有したと聞いたことがあります。報道機関数社が遺族に同じ話を尋ねることは精神的負担・二次被害となる可能性があるため、よい取組みだなと思いました）
<b>回 答</b>	○二次被害防止ポスターは別添のとおりです。 ○ポスターの送付先は、ゆいセンターの賛助企業であり、その中には報道機関も含まれています。 ○なお、以前沖縄で起きた事件において、報道機関が直接被害者遺族にコンタクトをとらないようにするため、弁護士会を通すよう報道機関に働きかけた事例があります。

# 沖縄県犯罪被害者等支援計画の 令和5年度実施状況への委員質問に対する回答

所属：生活安全安心課

担当者：徳元

電話番号（IP）：2605

No	施策の概要
40	二次的被害の防止や個人情報の適切な取扱いを含めた犯罪被害者等支援に関する知識取得及び技能向上を図るとともに、関係機関等相互の連携協力を推進するため、県・市町村職員等を対象とした研修を実施します。

令和5年度 の実施状況	県職員等を対象に沖縄県犯罪被害者等支援庁内関係課職員研修会を開催。内容は、犯罪被害者等の置かれた状況や関係機関等の役割・連携の必要性等についての説明や、犯罪被害者等の現状と必要な支援（犯罪被害者遺族の声）、被害者支援ゆいセンターにおける支援活動の実状等について。 市町村職員等を対象に市町村犯罪被害者等施策担当課長会議を、令和5年11月28日に開催。会議内容は、犯罪被害者等支援に関する事業概要説明や沖縄県犯罪被害者等支援条例及び支援計画について、犯罪被害者等の現状、被害者等支援の必要性等。
委員からの 質問	担当課長会議において市町村条例の制定について、現場の意識や課題等、話しはあったのか。
回答	市町村犯罪被害者等施策担当課長会議は、沖縄県犯罪被害者等支援計画に掲げた施策を推進していくにあたり、支援に携わる方々が、犯罪被害者等の置かれている現状を理解するとともに、被害直後の早期の段階から適切な支援へ繋げることが重要であることから、県と市町村との連携協力を確保し、なお一層の施策推進を図る目的で開催いたしました。  県条例制定や支援計画策定にあたっての審議会からの御意見において、身近な基礎自治体である各市町村における支援の重要性や、市町村における犯罪被害者支援条例の制定の御要望があったことを伝えております。  なお、一部の市町村では条例制定に向けた動きがあります。

# 沖縄県犯罪被害者等支援計画の 令和5年度実施状況への委員質問に対する回答

所属：生活安全安心課

担当者：徳元

電話番号（IP）：2605

No	施策の概要
64	沖縄県犯罪被害者等支援庁内連絡会議を開催し、庁内（知事部局・教育庁・病院事業局・警察本部）関係各課相互の情報の共有及び連携を図ります。

令和5年度 の実施状況	会議の開催はなかったが、本会議構成課の関係職員を中心に、知識取得および関係機関等相互の連携協力を推進するため8月に沖縄県犯罪被害者支援庁内関係課職員研修会を実施する運びとなった。
委員からの 質問	8月の実施日、対象者人数、研修内容について具体的に報告してほしい。
回答	○沖縄県犯罪被害者支援庁内関係課職員研修会について ・実施日は、令和5年8月17日（木）14時から16時 ・対象者は、開催文書を犯罪被害者等支援庁内連絡会議構成各課長（20課）あて発出しています。参加人数は7課、12名です。 ・研修内容は、市町村犯罪被害者等施策担当課長会議と同様に、犯罪被害者等支援に関する事業概要説明や沖縄県犯罪被害者等支援条例及び支援計画について、犯罪被害者等の現状、被害者等支援の必要性等を説明しています。

**沖縄県犯罪被害者等支援計画の  
令和5年度実施状況への委員質問に対する回答**

所属： 沖縄県警察本部

担当者： 赤嶺

電話番号（IP）： 862-0110(内線2683)

No	施策の概要
66	犯罪被害者等の実情に応じて関係機関・団体と連携します。

<b>令和5年度 の実施状況</b>	沖縄県犯罪被害者等支援連絡協議会会員の実務担当者会議を開催し、関係機関同士の情報共有及び連携強化や犯罪被害者支援を担当する職員の意識向上を図った。
<b>委員からの 質問</b>	沖縄県犯罪被害者等支援連絡協議会会員の実務担当者会議は今後も継続的に開催されるのでしょうか。
<b>回 答</b>	犯罪被害者等に対し、そのニーズを踏まえた充実した支援を提供するためには、日頃から、支援に携わる関係機関・団体が目的や基本認識を共有して、円滑な連携・協力を行うことができる相互に顔の見える関係作りが必要であり、犯罪被害者等支援の現状、課題の把握・改善、実務担当者の意識向上に向け、今後も定期的な開催を予定しています。 ※ 今年度は7月29日に実施しました。

# 沖縄県犯罪被害者等支援計画の 令和5年度実施状況への委員質問に対する回答

所属：生活安全安心課

担当者：徳元

電話番号（IP）：2605

No	施策の概要
77	市町村における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の充実及び連携協力に向けて、定期的な市町村会議の開催等を通じた犯罪被害者等支援に関する施策の情報共有・連絡調整を行います。

令和5年度 の実施状況	市町村犯罪被害者等施策担当課長会議を、令和5年11月28日に開催しました。会議内容は、犯罪被害者等支援に関する事業概要説明や沖縄県犯罪被害者等支援条例及び支援計画について、犯罪被害者等の現状、被害者等支援の必要性等。
委員からの 質問	実施日、対象者人数、研修内容について具体的に報告してほしい。
回答	<p>○市町村犯罪被害者等施策担当課長会議について、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・実施日は、令和5年11月28日（火）14時～16時</li><li>・対象者人数は、各市町村犯罪被害者等施策担当課長あて開催文書を発出しており、41市町村です。（参加人数は、13市町村、16人）</li><li>・研修内容は、犯罪被害者等支援に関する事業概要説明として、犯罪被害者等支援の必要性及び法的根拠や市町村窓口に期待される役割、沖縄県犯罪被害者等支援アドバイザーが設置されていること等を説明しています。</li></ul> <p>また、沖縄県犯罪被害者等支援条例及び支援計画については、犯罪被害者等の現状や国・県の動向や条例記載した資料及び支援計画（概要版）の説明と配布をしています。</p> <p>犯罪被害者等の現状として、交通事故被害者御遺族からお話いただき、被害者等支援の必要性等としては、ゆいセンターより被害者の心理とその対応や関係機関等の連携などについて説明しています。</p>